

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月から55年3月まで
20歳になり国民年金の納付義務が生じたので、自分が役場へ行き加入手続をして、同居の祖母が定期的に集金人に納付してくれた。その後、結婚して名字が変わってからも、同居の養母が家族3人分の保険料を一緒に納付してくれたのに、未納というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった直後に自ら国民年金への加入手続を行って以来、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は13か月と比較的短期間である。

また、A市の被保険者名簿には昭和54年11月30日転入と明記されており、申立人は結婚のためA市に転居後、直ちに国民年金への加入手続をしたものと推認できる上、結婚後の昭和54年12月から55年3月までの国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の養父母は、申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人が自宅に来ていた集金人に納付していたと主張するとおり、当時、B町とA市にはそれぞれ納付組織が存在しており、A市においては、申立人が挙げる当時の集金人の氏名が確認されるなど申立内容に不自然さは見られない上、B町の納付組織は、国民年金保険料の徴収率が優秀であったことから、申立期間当時、社会保険庁長官表彰を受けている。

加えて、社会保険庁の国民年金被保険者台帳や申立人が所持している年金手帳の、申立人の氏名や資格取得日に齟齬^{そご}が見られ、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年1月10日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月10日から同年7月1日まで

私は、昭和38年1月10日付けでA社に採用され、C支店配属となった。その後、同年7月1日付けでD支店へ転勤となったが、C支店での勤務期間の厚生年金保険の記録が無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主から提出された職員台帳の記録から判断すると、申立人は、昭和38年1月10日から申立ての事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業主から申立人の申立期間における厚生年金保険料は適切に控除しているとの証明書が提出されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された職員台帳記載の本俸から判断すると、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出

されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 1 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 8 日まで

私は昭和 16 年から 20 年まで造船所で働いていたが、20 年 7 月に召集令状が来たので郡部の実家に帰り、そのまま退職した。

昭和 21 年 1 月から 3 月まで市部の職業補導所で建築を学び、その後、実家に戻って 1 年ほど大工をしていた。

脱退手当金が支払われたとする昭和 21 年 11 月には実家にいたので、手続をした覚えも受給した覚えも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後に記載されている申立人と同世代の男性で、昭和 20 年 8 月 15 日から同年 12 月末までの間に資格喪失している 40 名のうち、脱退手当金を受給している者は申立人を含む 3 名と少なく、同事業所を退職後 1 年以上経過した時期に脱退手当金の支給決定がなされていることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及びオンラインシステムに記録されている申立期間の脱退手当金の支給額(137 円)は法定支給額(174 円)と大きく相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 24 日から 40 年 4 月 1 日まで
退職後、2年7か月も経った昭和 42 年 10 月 20 日に脱退手当金を受給した
ことになっているが、当時はA県B市に住んでいた。
昭和 52、53 年ごろ厚生年金保険被保険者証の再発行を受けたが、支給済
の厚生年金の番号で再発行ができるのか。再度調査を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2
年7か月後の昭和 42 年 10 月 20 日に支給されたこととなっており、事業主が
代理請求したとは考えがたい。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票の氏名は変更処理がなされておら
ず旧姓のままである上、オンライン記録、厚生年金保険被保険者記号番号払出
簿も氏名変更処理がなされていないことから、申立期間の脱退手当金は、旧姓
で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 40 年 9 月 6 日に婚姻し、改
姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退
手当金を支給したことを示す表示が無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が
支給された場合には支給を示す表示をすることとする社会保険庁の通知が存
在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取
扱いが行われていたと認めるに足る事情は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期
間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(株)B製作所における資格喪失日に係る記録を昭和20年11月1日に訂正し、19年11月から20年1月までの標準報酬月額を30円、20年2月から同年10月までの標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月15日から20年11月1日まで

私は、申立期間について、A社(株)B製作所で働いていた。昭和20年8月8日に会社の指示で帰省し、8月20日過ぎから8月いっぱいまで工場の後片付けをした。

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

在職証明及び同僚の厚生年金保険被保険者台帳の記録などから判断すると、申立人がA社(株)B製作所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和19年11月から20年1月までについては30円、20年2月から同年10月までについては70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(株)B造船所における資格取得日に係る記録を昭和21年2月23日に、資格喪失日に係る記録を22年5月23日に訂正し、21年2月及び同年3月の標準報酬月額を110円、同年4月から同年12月までの標準報酬月額を120円、22年1月から同年4月までの標準報酬月額を360円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月23日から22年5月23日まで

私は、申立期間にA社(株)B造船所に勤務していた。同時に入社し、同じ職場で働いた同僚の加入記録はあるのに自分の記録が無い。

会社から人事記録と社員名簿の提供を受けたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び社員名簿の記録から判断すると、申立人がA社(株)B造船所に昭和21年2月23日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、人事記録の給与の記録から、昭和21年2月及び同年3月を110円、同年4月から同年12月までを120円、22年1月から同年4月までを360円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事

務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和20年4月10日、資格喪失日は21年3月12日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、200円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年10月1日から23年2月まで

社会保険事務所の記録では、昭和17年10月まで運送会社の支店に勤務となっているが、23年2月まで勤務していたと思うので、再調査してください。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立ての運送会社の支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名と一字違いで申立人と同じ生年月日の被保険者の記録があり、資格取得日が昭和20年4月10日、標準報酬月額が200円、資格喪失日が21年3月12日と記載されている。当該被保険者の厚生年金保険記号番号による加入記録は当該期間のみであり、同記録は被保険者の存在が確認できない厚生年金保険の未統合記録であることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に該当する可能性が高いと判断することができる。

一方、申立期間のうち、昭和17年10月1日から20年4月9日までの期間及び21年3月12日から23年2月までの期間については、社会保険事務所が保管する申立ての運送会社の支店及び同じ市内にあった他の2支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について確認したが、申立期間の資格取得者の中に、申立人の名前は見当たらない。

また、申立ての運送会社の支店は、申立人の記録は無く、申立期間当時の雇用形態や厚生年金保険の加入状況については不明としており、申立人が厚生年

金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年4月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、21年3月12日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

なお、昭和20年4月10日から21年3月12日までの期間の標準報酬月額については、統合する厚生年金保険被保険者記録から200円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA（株）B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年7月1日まで

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、A（株）B出張所が昭和40年1月14日資格取得、40年3月31日資格喪失、A（株）C支店が40年7月1日資格取得、41年4月1日資格喪失となっているが、40年1月14日から41年3月末までA（株）D営業所に継続して勤務し、給料はA（株）B出張所からもらっていた。

当時の給与明細書は無いが、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは、申立人が記憶している事業所の所在地、建物の状況、担当業務内容及び男性従業員4名を記憶していることから推認することができる。

また、申立人及び当時同居していた申立人の姉の供述から、転勤、契約内容、業務内容の変更及び事業所所在地の変更等がなかったこと、並びに申立人の住所変更がなかったこと、及び事業所における支店、営業所等の統廃合の変遷から申立期間において申立人の当該事業所における勤務についての継続性、一体性が確認できる。

さらに、申立期間について申立人の健康保険組合における被保険者記録は継続しており、同僚と思われる3名を含む6名の被保険者記録も継続しているこ

とから、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年3月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社における被保険者資格の取得日は、昭和17年6月2日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、55円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和15年6月1日から同年10月10日まで
(B丸)
② 昭和15年10月24日から同年11月11日まで
(C丸)
③ 昭和15年11月16日から17年3月25日まで
(D丸)
④ 昭和17年6月2日から同年7月1日まで
(E丸)

社会保険事務所に船員保険の記録を照会したところ、最後に乗船した船の記録が有ることが判明した。船員保険が発足した当初から船員保険被保険者であったと思うので、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、A社に保管されている申立人に係る就労記録により、申立人が昭和17年6月2日から同年10月30日までA社に在籍して、E丸に乗船していたことが認められる上、社会保険事務所保管の船員保険被保険者名簿により、資格取得日は確認できないものの、17年10月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、調査の結果、社会保険事務所においても、申立人に係る上記事実に基づく記録が判明し、当該記録の訂正を認めている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月2日に

船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所の就労記録から、55円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①、②及び③については以下のとおりである。

- (1) 申立期間①については、A社に保管されている申立人に係る就労記録により、申立人が昭和15年6月1日から同年10月10日までA社に在籍して、B丸に乗船していたことが認められるが、社会保険事務所の保管する当該船舶に係る船員保険被保険者名簿には申立人の氏名は無い。
- (2) 申立期間②については、A社に保管されている申立人に係る就労記録により、申立人が昭和15年10月24日から同年11月11日までA社に在籍して、C丸に乗船していたことが認められるが、社会保険事務所の記録によると、当該船舶は船員保険の適用が無い。
- (3) 申立期間③については、A社に保管されている申立人に係る就労記録により、申立人が昭和15年11月16日から17年3月25日までA社に在籍して、D丸に乗船していたことが認められるが、社会保険事務所の記録によると、当該船舶は船員保険の適用が無い。
- (4) 上記のほか、申立期間①、②及び③については、事業主により給与から船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無い上、申立人自身も給与から船員保険料を控除されていた記憶が明らかではなく、同期間当時の元同僚への連絡も不能であるとしており、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立事業所における資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

私は、職業安定所の紹介を受け6名で勤務先も知らされず連れて行かれ、当初は勤労奉仕で3か月の予定であったがAさんと私の2名は長期勤務となり、昭和17年1月から20年8月末まで勤務した。

給与明細書から厚生年金保険料を控除されていたのは明らかなので、厚生年金の制度発足の昭和19年10月から退職した20年8月までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人から提出のあった給与明細書から昭和19年10月から20年8月まで事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できるとともに、給与明細書の内訳には、退職積立金と厚生年金保険料の合計額が記載されているため、その内訳は不明であるが、給与明細書に記載されている健康保険料の控除額から標準報酬月額は30円と推認することができる。

また、申立人の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、旧姓で申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年6月1日、標準報酬月額は30円であることが確認できるが、資格喪失日に係る記録は無い。

なお、社会保険事務所が保管している当該事業所の被保険者名簿(欠番あり、書換時期不明)に申立人の氏名は無く、書換以前の被保険者名簿は保管されていないため、当時の申立人の資格喪失日は確認できないが、社会保険事務所に

においては、被保険者名簿の書換時点で資格喪失していた者は被保険者名簿に記載しないとしていることから、事業主から申立人の資格喪失届が提出された後、当該名簿の書換処理がなされ、当該事業所の被保険者名簿から申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧名簿）に資格喪失日の転記を漏らした可能性がうかがえる。

さらに、申立人と同時期に申立事業所に勤務し、同じ業務に従事して、申立事業所退職後の昭和 20 年 9 月に申立人と一緒に帰郷したとする同僚の A は、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 18 年 2 月 1 日、資格喪失日は 20 年 9 月 7 日及び標準報酬月額は 30 円であることが確認できる上、申立人が所持している給与明細書から、申立人が 8 月末日まで勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び 20 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から 30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年11月11日まで
② 昭和29年11月11日から35年5月28日まで
③ 昭和35年8月1日から38年4月1日まで

60歳の時、役場の職員から一時金を受給しているので年金は無いと言われた。これまで脱退手当金という言葉も聞いたことが無く、A社退職時に、会社から脱退手当金に関する説明も無い上、退職金ももらっていない。

また、脱退手当金を受給したとされる時期は、家で縫製の仕事で収入を得ており、脱退手当金を請求するはずがない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が4回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、約3年と長期間である最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A社の被保険者名簿に記載されている女性被保険者25名のうち、脱退手当金を受給している者は申立人のみである上、脱退手当金の代理請求はしていなかったとする事業主からの回答もあることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

さらに、申立期間に係る被保険者名簿や記号番号払出簿において、申立人の氏名に誤りが散見され、氏名訂正の処理がされておらず、また、脱退手当金の計算の基礎となったB社の被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示はあるものの、他の事業所の被保険者名簿に「脱」表示は無いなど、脱退手当金が支給されるまでの一連の事務処理が適正になされたものとは考

え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、平成5年及び6年にA郵便局で定額貯金を解約し、各年度分の保険料ともB市C区役所D出張所の窓口で一括納付した。納付保険料は、平成5年度分及び6年度分を併せて約30万円から40万円ぐらいであったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付するため、平成5年度及び6年度にA郵便局で定額貯金を解約し、当該年度の国民年金保険料をB市C区役所D出張所の窓口で一括納付したとしているが、定額貯金の解約時期や名義人、申立期間当時(申立人の夫の退職時)の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更届の実施状況、及び国民年金保険料の納付時期等の記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が申立期間について納付したとする国民年金保険料の納付金額は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額と大きく相違している。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から40年3月まで

年金特別便が来て、結婚当初の昭和38年11月から40年3月までの期間が漏れていることに初めて気付いた。当時、市役所から未納期間を5万円で埋めるようにとの通知が来て分割でもいいと言われたが、郵便局で預金を引き出し、市役所にて現金で一括納付した。その場で台帳を見せてもらい、納付済みのチェックが入ったのをこの目で確認して帰ったので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所から申立期間における支払命令の通知が来て窓口で納付したとしているが、その時期についての記憶が明らかではなく、第2回及び第3回の特例納付の実施期間としても、申立人が申立期間について納付したとする国民年金保険料の金額は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額と相違している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で一括納付したと述べているが、特例納付及び過年度納付を市役所で納付することはできず、当時の状況と相違する。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月、56年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料及び45年10月から51年12月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和42年3月
②昭和56年7月から同年11月まで
③昭和45年10月から51年12月まで
(付加保険料)

国民年金の加入手続や保険料納付については、母が亡くなった昭和61年9月まで母に任せていた。母は、国民年金の保険料納付は、きちんと行っていたので、42年3月及び56年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料が未納になっているのは納得できない。

また、付加保険料の納付については、社会保険庁の記録では昭和52年1月から納付となっているが、経済的に余裕があったので、付加保険の制度が始まった当初の45年10月から51年12月まで間、母が納付していなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、いずれの申立期間も保険料納付に直接関与していない上、これを行ったとする申立人の母親もすでに他界していることから、納付状況の詳細は不明であり、また、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。
- 2 申立期間①については、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳に昭和42年4月1日資格取得の記載があり、社会保険庁のオンライン記録でも、資格取得年月日の訂正（昭和42年4月1日から同年3月31日に訂正）を平成2年9月4日に処理していることから、申立期間当時、申立期間①は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の社会保険庁のオンライン記録が訂正された平成2年9月時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 申立期間②については、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳に、昭和55年6月1日資格喪失、58年2月22日資格取得の記載があり、社会保険庁のオンライン記録では、上記の国民年金被保険者記録に56年7月11日資格取得、同年12月28日資格喪失の記録が平成4年3月26日に追加処理されていることから、申立期間当時、申立期間②は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の社会保険庁のオンライン記録が追加処理された平成4年3月時点では、申立期間②は時効により国民年金保険料を納付することができず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②について昭和56年7月ごろに申立人の母親が市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をしたとしているが、市役所では申立人が昭和56年度に国民健康保険へ加入した実績は無いとしている。

- 4 申立期間③（付加保険料）については、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳に、昭和52年1月1日及び58年2月22日付けの国民年金の付加保険料加入の記録がある。

また、申立人は、付加保険料の加入について、昭和45年9月ごろに口頭で市の元集金人に依頼したとしているが、元集金人からは、申立内容を裏付ける証言を得ることができない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月及び同年8月

私は、昭和39年6月、8年間に在籍した自衛隊を辞めてA県からB県C町に帰郷した。町役場勤務の兄が帰郷後直ちに国民年金への加入手続をし、保険料を納付してくれていたと記憶しているので、申立期間における国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間当時、国民年金手帳を受け取っていないと述べている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金への加入手続及び国民年金保険料納付を行っていたとする申立人の兄は既に亡くなっており、申立人の国民年金保険料納付等の詳細は確認できない。その他申立人の国民年金への加入及び保険料納付に係る情報を有している者もない。

さらに、町保管の被保険者名簿には、申立期間の納付状況について、「時効消滅」と押印されており、保険料納付期限の2年後に当該印が押されたものと推認されるが、同町ではこの処理に当たり、被保険者に対する電話連絡等を行っていたとしており、記録管理が適切にされていなかったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年11月までの期間、48年9月から57年5月までの期間及び60年5月から平成16年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年11月まで
② 昭和48年9月から57年5月まで
③ 昭和60年5月から平成16年6月まで

私は、申立期間当時妻（前妻）から老後のために国民年金に加入するよう勧められ、国民年金に加入した。加入手続及び保険料の納付は、前妻がしてくれたので、自分は関与していない。また、その前妻も亡くなっているため、加入手続及び保険料納付の詳細については不明であるが、前妻は、私の国民年金について、必ず加入し、保険料を納付していると思うので、申立期間についての保険料納付を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に全く関与しておらず、これを行ったとする申立人の前妻も他界しているため、申立期間当時の申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明である上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の本籍地であるA市において昭和52年8月ごろ申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されており、その時点で申立期間①及び②の一部は時効により国民年金保険料を納付できない上、当該市が保管する国民年金保険料収納簿により、申立人に対し昭和52年度分及び53年度分に係る国民年金保険料の納付書が発行されたことが確認できるが、当該保険料が納付された記

録は無い。

加えて、申立人が当時の居住地と申し立てている住所地を管轄する社会保険事務所及び市区町村役場において、申立人が国民年金被保険者であったとする記録は無く、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、前妻は国民年金への加入及び納付は義務だと思っており、前妻は必ず年金に加入していたと思うと述べているが、その前妻は申立期間を含め未納が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から2年12月までの期間及び8年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月から2年12月まで
② 平成8年6月から同年12月まで

申立期間①について、私が美容師の見習いをしていた平成3年3月ごろに自ら国民年金の加入手続を行ったが、当時は給料が少なく国民年金保険料を納付するだけの余裕が無かったため、同居していた祖母が見かねて過去2年間 遡^{さかのぼ}った元年3月分からの国民年金保険料を納付してくれた。しかし、先日、社会保険事務所で記録を確認したところ、申立期間の記録が無く納得い
かない。

申立期間②について、私は、平成7年1月から現在までA事業所に継続して勤務している。しかし、最近、社会保険事務所に記録照会したところ、厚生年金保険の記録が無かったので、国民年金に加入していたかもしれないので確認したい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①に係る国民年金保険料は、平成元年3月分を3年3月に2年遅れで納付し、その後2年の時効が発生する直前に、過年度保険料となる保険料を2年遅れで毎月B市C区役所で申立人の祖母が納付してくれたとしているが、当該過年度保険料は市役所では納付できず、申立内容は納付実態と乖離^{かいり}している。

さらに、申立人の加入手続について、申立人の祖母が行ってくれたとしていたが、その後、申立人自身が平成3年3月にB市C区役所で加入手続を行った

とするなど、申立期間当時の申立人の国民年金加入手続は曖昧^{あいまい}である。

加えて、申立期間②については、申立人も国民年金の資格取得手続は行っていないとしており、住居地の区役所においても国民年金への加入記録は無い。

このほか、申立期間①及び②において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から53年12月まで

私は、申立期間中はA市に住んでいたが、当時は学生であったため、私の住民票は実家のB県C郡D町に有った。このため、私が20歳になったころ、D町役場から国民年金の加入について連絡があり、私の父が私の国民年金への加入手続を行い、父が私の保険料を納付組織を通じて納付していた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が未納となっており、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に全く関与しておらず、これを行ったとする申立人の父も他界しているため、申立期間当時の申立人の国民年金への加入手続及び保険料納付の状況は不明である上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、E町役場（当時は、D町。）が保管する国民年金被保険者名簿の納付記録によると、申立期間は未納となっており、社会保険庁の記録と一致する。

加えて、申立人は、町役場からの連絡で、申立人の父が国民年金への加入手続を行い、納付組織を通じて納付していたと申し立てているが、申立人の戸籍の附票から、申立人の住民票は、昭和51年4月にB県C郡D町の実家からA市へ異動され、54年3月にA市からB県C郡D町の実家へ異動したことが確認できる。このことから、申立期間は、B県C郡D町に住民票は無く、当該町において国民年金の加入手続を行うことは不可能であり、当該町の納付組織を

通じて国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から昭和54年3月ごろと推認でき、このころ国民年金への加入手続を行ったと推測でき、54年3月にB県C郡D町へ住民票を異動した際に国民年金への加入手続を行い、20歳到達時に遡^{そきゅう}及して国民年金の被保険者資格を取得したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの期間及び54年1月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和54年1月から55年3月まで

私は、昭和49年12月にA市役所において、国民年金の加入手続を行い、申立期間中は、B市に転居しており、住居近くの金融機関の窓口で、私が、国民年金の保険料を毎月納付しており、申立期間に係る保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が国民年金保険料を納付していたとする農協(C支店)及びD銀行(E支店)は、申立期間当時の国民年金保険料納付に係る記録については保管期限を過ぎているため保管していないとしており保険料の納付事実について確認できない。

また、申立人は、国民年金の保険料をまとめて納付したことは無いと述べているが、社会保険事務所保管の特殊台帳に、昭和51年6月から52年3月までの10か月分を前納した記録がある。

さらに、申立人は、申立期間当時、毎月納付したとしているが、当時のB市における国民年金保険料の納付頻度は、毎月納付ではなく3か月単位ごとの納付であったほか、納付金額についての記憶も不明であるなど、申立期間当時の申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧であると推測できる。

加えて、B市保管の申立人の被保険者名簿及びF社会保険事務所保管の特殊台帳において、申立期間①及び②は未納と記録されており、両機関の記録は一致している。そのほか、当該特殊台帳には、社会保険事務所とB市が保険料の

納付記録を照合したとみられる押印が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から47年3月まで

私は、私の父から、私が20歳になった時に国民年金に加入し、父が、保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間については、私の父が、国民年金への加入手続及び保険料納付を行ってくれたはずであり、私の加入、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父は既に死亡しており、詳細が確認できない。

また、申立人に係る国民年金加入手続は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の番号の前後の任意加入者の資格取得日から判断して昭和51年11月ごろと認められるほか、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿に申立人が51年11月8日に任意加入していることが記録されている。

さらに、申立人は、申立期間当時学生であり、任意加入の期間となることから、制度上さかのぼって資格を取得することはできず、申立期間について申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無いことから、申立期間は未加入期間と推認でき、国民年金保険料の納付はできない。

加えて、申立人の父の国民年金加入手続は、国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から判断して昭和47年10月ごろと推認でき、申立人の父も47年10月までは、未加入であることから、申立期間当時、国民年金に加入していない申立人の父が、任意加入対象であった申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和37年7月から39年9月まで

昭和37年か38年ごろ、私の母のところに、婦人会の方が「国民年金制度が始まったので加入しないか」と勧めに来た。その時、母は「『娘は厚生年金に加入していないので娘に国民年金を掛けるよ』と婦人会の人に言った」と後日私に言った。また、母に「集金人が来ないので集金人のところへ保険料を持って行ってくれ」と頼まれ、私が保険料(100円ぐらい)を集金人(婦人会の役員)に納付しに行ったことが何度かあり、申立期間が未加入になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金への加入手続を行うとともに国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母は既に亡くなっており、申立人の国民年金保険料納付等の詳細は確認できない。

また、申立人の国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号払出簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和51年2月ごろに行ったと推認でき、申立人は、51年2月3日に任意の資格で国民年金に加入している。

さらに、申立期間について、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の記録は無く、当時の住居地のA市にも申立人に係る被保険者名簿は無い。

加えて、A市が保管している「B自治会」の収納原簿(自治会が国民年金保険料の収納管理に使用していた名簿(3年度分のつづり))に申立人の記録(昭和37年度から39年度までの間)は無い。

このほか、申立人が保険料を集金していたとしている婦人会の役員の下で活

動していた女性は、「婦人部でお金を集めていたのは「共同購入物品の購入代金」であり、婦人部は国民年金保険料を集金しておらず、婦人部長（申立人のいう集金人）が国民年金保険料を集めることはなかったはず」としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月分の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月

私は、昭和61年12月分の国民年金定額保険料と付加保険料については、A銀行B支店にあった私の預金口座から口座振替で納付しているのに、61年12月分の付加保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立てのA銀行B支店の取引履歴には、申立期間の昭和61年12月の国民年金定額保険料及び付加保険料が、申立人の預金口座から振替えられた記録は無い。

さらに、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録の保険料納付記録欄には、申立期間(昭和61年12月)は「A現自」と記録されており、「現」は過年度納付を示す記号であることから、61年12月分の国民年金保険料の定額部分が過年度納付されていることが分かる。一方、国民年金付加保険料については、納付した記録は無い。これは、当該付加保険料は、定額部分の保険料が現年度の納付期限内に納付された場合に限り納付できる制度であることから、定額部分の保険料が過年度に納付されたため、付加保険料の納付ができなかったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 11 日から 29 年 7 月 20 日まで
② 昭和 33 年 10 月 16 日から 35 年 2 月 6 日まで
③ 昭和 35 年 1 月 4 日から 36 年 8 月 15 日まで

昭和 29 年 11 月 20 日から 33 年 5 月 30 日まで勤務した事業所については、友人に勧められ脱退手当金の手続をした。

しかし、申立期間の 3 つの事業所については、手続をした記憶が無い。

脱退手当金を受給した事業所の厚生年金保険被保険者記号番号と、申立期間の 3 事業所の記号番号は違っていたので、一緒に受給したということはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるとともに、当該事業所から提出された申立人の労働者名簿には、「8/31 脱退手当金裁定請求書提出」との記録があり、申立人について事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間①の事業所における加入記録が記載されている厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要とされる加入期間についての照会に対して当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことを示す記録があるとともに、記号番号の異なる同事業所での加入期間が脱退手当金の計算対象とされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 8 日から 49 年 8 月 4 日まで
② 昭和 49 年 9 月 10 日から同年 10 月 16 日まで
③ 昭和 50 年 1 月 17 日から 51 年 4 月 11 日まで

私は、昭和 41 年 8 月に事業所を退職した時、会社の担当者から「女性は結婚、出産で退社する場合はほとんどの人が脱退手当金を受ける」と聞き、納得して脱退手当金を請求し受給した。

出産後、2つの会社に勤めたが、平成 13 年 12 月に夫の年金手続の際、申立期間は脱退手当金を支給していると言われた。退職して1年以上経って支払われているとされていることに納得がいかないし、自分は脱退手当金を受け取った覚えも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の丸印と脱退手当金の裁定日とみられる日付印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで
② 昭和 39 年 2 月 4 日から 41 年 12 月 29 日まで

平成 17 年に年金の手続をした時、申立期間について、脱退手当金を支給しているとの回答があった。A 事業所において、事業主と対立し出社しなくなって、資格喪失日も事業主が勝手にしたものである。

脱退手当金の手続をしたことも受給した記憶も無く、脱退できることも知らなかったので記録を撤回して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給時に発行される申立人に対する脱退手当金支給報告書が保存されているとともに、申立人の申立期間②に係る事業所の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱支給済」の表示が記載されており、脱退手当金支給報告書と被保険者原票の記録は一致している。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 4 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月1日から28年3月31日まで
② 昭和29年2月21日から32年8月1日まで

私は、昭和25年8月からA県内のB社に、その後、C県のD社の工場敷地内の寮に勤務したが、結婚のため退職し、実家に一旦戻り、結婚後はE県に転居した。

D社を退職時に退職金を受け取ったことも、脱退手当金の手続をしたことも無く、支給通知を受けたことも無い。脱退手当金は受けていないので、調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日と同時期の昭和29年から37年までに資格喪失した申立人を除く16名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、14名に支給記録があり、このうち12名は厚生年金保険資格喪失日から約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたと考えられ、当該事業所も、「当時、代理受領はしていないが、代理請求は行っていた」としている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る二つの事業所の加入記録が記載されているが、申立人の氏名は申立期間②において改姓しているにもかかわらず、当該事業所入社時の姓に昭和29年9月20日に変更処理されているにとどまる。一方、同事業所の被保険者名簿には申立人が在職中に改姓したことに伴う氏名変更処理が昭和29年10月2日になされた記録があ

るが、当該事業所から提出された申立人の被保険者資格喪失届の備考欄には「8.3氏名変更届提出」との記載がある。これは、申立期間①の事業所を所管するA県の社会保険事務所が管理していた申立人の被保険者台帳の氏名が、申立期間②の事業所入社時の姓のまま未処理であったことから、33年4月1日に支給決定された脱退手当金請求の事務処理に伴い、改めて32年8月3日に氏名変更届が提出されたものとするのが自然である。

さらに、当該台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月から21年3月5日まで
② 昭和23年から25年まで
③ 昭和29年1月1日から同年8月1日まで

昭和20年に学校を卒業し、同年4月ごろ造船所に就職したが、厚生年金保険の資格取得日が21年3月5日となっており、①の期間が抜けている。これは会社が同日を入社日としているためであり、会社の担当者が入社日を訂正すると言っているため、資格取得日を20年4月に訂正してもらいたい。

②の期間、豪軍(進駐軍)の輸送隊の船に乗り込み、甲板の掃除や綱取りの仕事をしていたので、この期間を加入期間として認めてもらいたい。

昭和27年から30年まで米軍キャンプの理髪部でずっと働いていたが、③の期間の加入記録が抜けている。チーフは厳しい人で1週間休んでもクビになるので途中で辞めることはあり得ないので、この期間を加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立てに係る事業所における申立人の厚生年金保険の加入記録は、昭和21年3月5日に資格取得、同年12月7日に資格喪失となっているが、これは社会保険庁の原簿が滅失したため、申立人に係る同事業所の在職証明により復元したものである。

しかし、同事業所は申立人について退職者名簿(昭和21年3月5日入社、同年12月6日退職)以外の人事記録や入寮者名簿などの関連資料は残っていないとしており、ほかに申立人の雇用形態や在職状況等を裏付ける資料や関係者・同僚等の供述は得られない。

2 申立期間②について、申立ての輸送隊が存在していたことは、進駐軍研究

者の供述から認められるが、申立期間②に申立人が同部隊に勤務していたことを裏付ける関連資料や関係者・同僚等の供述は得られない。

また、申立人が勤め始めたとする昭和 23 年には、進駐軍に雇用されていた労働者は厚生年金保険に加入しておらず、同年 12 月の厚生省通達により 24 年 1 月から渉外労務管理事務所を通じて雇用された労働者については加入できることとなったが、申立人は「労務管理事務所を通じて雇用された記憶は無い」と供述していることから、当該部隊に勤務していたとしても進駐軍の直接雇用のままであり、厚生年金保険には加入していなかったものと推察される。

- 3 申立期間③について、社会保険事務所が保管する申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人は、昭和 27 年 6 月 25 日に資格取得、29 年 1 月 1 日に資格喪失、同年 8 月 1 日に資格取得、30 年 7 月 24 日に資格喪失と記載されており、これは社会保険庁に保管されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録とも一致しており、不自然さはない。

また、当該被保険者名簿を確認したところ、同事業所では昭和 28 年 9 月ごろから厚生年金保険被保険者が急減（同年 8 月末の 86 人が 1 年後には 29 人）する一方、29 年 6 月以降に 21 人が資格を取得しており、このうち再度資格を取得している者が申立人を含めて 7 人いることから、申立人は何らかの理由により申立期間③については資格を喪失していたものと推察される。

- 4 いずれの申立期間についても、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認することのできる関連資料、周辺事情は見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 468 (事案 35 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月から 32 年 10 月まで

私は、昭和 22 年 5 月から 33 年 1 月まで建設会社に勤務し、建設工事現場で資材の仕入れや人員調達に従事し、次の工事現場に移動するまでの待機中は本社で設計や積算の仕事をしていた。

申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立ての建設会社に勤務していた事実を確認できる関連資料や厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、新たに申立ての建設会社に勤務していた複数の社員に聴取したところ、「申立人は、当初、当該建設会社の下請会社の従業員であり、その後、申立人が直接請け負うこととなったが、建設会社と申立人は社員としての雇用契約は無く、厚生年金保険に加入していない」との供述が得られている。

さらに、申立人は、昭和 61 年 8 月 31 日に厚生年金保険の第四種被保険者(任意継続被保険者)となり、厚生年金保険料を 10 か月納付し、厚生年金保険の老齢年金の受給資格期間 180 か月を満たしている。このことから、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であれば、老齢年金の受給要件である被保険者期間をすでに満たしていることとなり、任意継続の必要は無いところ、申立人が当該手続を行った際には、申立期間が厚生年金保険の加入期間でないことを認識していたと考えるのが自然である。

3 申立人は申立ての建設会社に勤務していたことを示す資料として新たに当該建設会社の営業経歴書を提出するとともに、当初の申立てと同様に厚生年金保険料を控除されていたと主張するが、当該資料では保険料控除を示す記載は見当たらず、その主張も委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月ごろから 44 年ごろまで

私は、中学校を卒業してすぐにA社に勤務した。入社後すぐに盲腸で入院した。そのときに保険証を使ったのを覚えている。正社員として働いていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の同僚の名前や申立ての事業所での業務内容等を詳細に記憶していることなどから、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和38年1月1日から44年5月1日までの期間の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、申立人が記憶する同僚4名については、いずれも申立ての事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、このうち3名は申立期間に重なる期間に国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人の同僚は、申立人は親方の下で働いていたと供述しており、事業主からは「申立人は下請けとして勤務していたと思われ、厚生年金保険には加入していない」との供述が得られている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から22年10月31日まで
私はA県B団体会長の辞令で昭和20年4月1日にC村B団体駐在勤務となり、21年4月1日にはD村B団体駐在勤務となり、22年10月31日に退職した。厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚2名の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたものと推認することができるが、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、申立人の申立事業所における前任者で申立人と同じ職種だったかもしれないとする者についても健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無い。

また、申立人は厚生年金保険被保険者証及び健康保険証の交付については不明としており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立事業所は既に解散しており、このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
② 平成 4 年 7 月 28 日から同年 8 月 1 日まで
③ 平成 6 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで

申立期間①、②及び③の各期間の事業所において、退職する月は末日まで勤務していたので、それぞれの申立期間の資格喪失日を翌月 1 日に訂正し、私が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の記録によると、A社は、平成 3 年 11 月 30 日に事業を廃止しており、申立人と同様に申立期間当時の事業主であった申立人の夫も同年 11 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

また、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶が明らかでなく、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人は、平成 3 年 11 月 30 日に国民年金に加入しており、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人はB社において平成 4 年 7 月 28 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、同日に国民年金に加入し、同年 7 月分の国民年金保険料を納付している。

また、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたかどうかの記憶が明らかでなく、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は存在せず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、社会保険庁の記録によると、C社において平成6年2月27日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している上、事業主が社会保険事務所に提出した「健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書」の副本の写しには、申立人が当該事業所を同年2月26日に退職した日付の記載が確認できる。

また、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶が明らかでなく、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月から同年5月ごろまで
② 昭和35年6月ごろから36年6月まで

私は、昭和35年1月から同年5月ごろまでA市のB事業所に勤務し、当該事業所を退職した35年6月ごろから37年2月18日までA市のC事業所に勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間について、厚生年金保険への加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管するB事業所に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の被保険者としての記録は無く、申立期間中、健康保険の番号に欠番も無い。

また、申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管するC事業所に係る事業所別被保険者名簿には、申立人が昭和36年7月1日に厚生年金保険の資格を取得し、37年2月18日に資格を喪失したという記録は確認できるが、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

さらに、B事業所及びC事業所の同僚であったとしている実弟に、申立人に係る当時の状況等を照会したが、病気療養のため施設に入所中で、当時の状況は確認できず、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所保管のB事業所に係る事業所別被保険者名簿には申立人の実弟の厚生年金保険被保険者記録は無く、C事業所に係る社会保険庁のオンライン記録では、申立人の実弟は、申立人と同様に昭和36年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月17日に資格を喪失したと記録されており、申立人及び申立人の実弟は同一日に被保険者資格を取得している。

加えて、申立ての両事業所は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、申立人の雇用情報（雇用の有無、賃金台帳の有無等）について確認できず、その他申立期間中、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる関連資料（給与明細書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月8日から同年9月28日まで
② 昭和25年5月1日から31年9月16日まで

私が、厚生年金保険の加入記録について照会した際に、申立期間の80か月分について脱退手当金を昭和31年9月19日に受給したことになっているとの回答を受けた。

しかし、私は脱退手当金を請求した覚えは無く、受け取った記憶も無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録では、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3日後の昭和31年9月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 28 日から 35 年 10 月 22 日まで
② 昭和 35 年 10 月 26 日から 37 年 5 月 3 日まで

私は、昭和 32 年 3 月 28 日に A 事業所に就職し、その後 B 事業所に移り、37 年 5 月 3 日まで勤めていた。両事業所に勤務していた期間の 62 月について、脱退手当金を受給したことになるが、私は、当該手当金を請求しておらず、受領した覚えも無いので納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間後の昭和 60 年 2 月 4 日から平成 6 年 3 月 21 日までの間に申立事業所とは別の 4 事業所に勤務しているが、当該 4 事業所における厚生年金保険被保険者番号は同一番号であり、申立期間以降に勤務した事業所において別の番号を取得していることから、申立期間については、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 7 日から 54 年 2 月 1 日まで

私は正社員の経理事務員として昭和51年4月7日から55年2月1日までA社で勤務していた。娘の保育所への入所式の翌日の51年4月7日に入社したので、54年2月1日から厚生年金保険に加入していたとする記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所で保管している当該事業所の被保険者原票及びオンライン記録では、申立期間について健康保険の被保険者番号に欠番が無く、申立人の厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立てに係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立内容を確認できる関連資料等は見当たらない。

加えて、申立人の保険料控除について、供述を得ることのできる同僚等関係者も見当たらず、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から 36 年 5 月まで

A社又はB社に勤めていた昭和34年から35年までについて加入期間照会申出書を提出したところ、「A社については記録があったが、B社については被保険者としての加入記録がありません。」との回答であった。

昔のことで、どちらに何年かは記憶が無いが、A社とB社をあわせて2、3年勤め、給与から厚生年金保険の保険料が引かれていた記憶がある。

再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和34年10月19日に資格取得し、35年3月11日に資格喪失したことが記載されているものの、申立期間を含む35年3月11日から36年10月までについては申立人の記録は無い。

同様に社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険番号に欠番が無く、申立期間を含む昭和35年2月から36年6月までについては申立人の名前は無い。

さらに、A社では「申立人の在籍、厚生年金の加入については既に判明している厚生年金保険の加入期間に関する資料以外は見当たらない。」と、B社では「申立人の在籍、厚生年金の加入についての資料は見当たらない。」と回答している。

加えて、申立人は、A社及びB社の当時の同僚の名前を覚えておらず、当時の同僚から申立期間について申立人の厚生年金保険加入状況等に関する情報

が得られない。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。